

議案第151号

さいたま市浦和ふれあい館条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市浦和ふれあい館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市浦和ふれあい館条例等の一部を改正する条例

(さいたま市浦和ふれあい館条例の一部改正)

第1条 さいたま市浦和ふれあい館条例(平成13年さいたま市条例第142号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。 (3) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。 (3) [略]

(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成23年さいたま市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、<u>精神障害(発達障害を含む。)</u>その他の心身の機能の障害</p> <p style="padding-left: 2em;">イ [略]</p> <p>(4)~(10) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する身体障害、知的障害若しくは<u>精神障害又は発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ [略]</p> <p>(4)~(10) [略]</p>

(さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部改正)

第3条 さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成13年さいたま市条例第173号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第24条の規定に基づき、障害者及びその介護者の公の施設の利用に係る使用料又は料金(以下「使用料等」という。)を減免することにより、障害者及びその介護者の経済的負担の軽減並びに障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第21条の規定に基づき、障害者及びその介護者の公の施設の利用に係る使用料又は料金(以下「使用料等」という。)を減免することにより、障害者及びその介護者の経済的負担の軽減並びに障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。